

## 地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案 に対する討論

立憲民主党の松田イサオです。

私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、並びに、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、会派を代表して、両案に賛成の立場から討論を行います。

しかし、まず冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりなられた方に心からの哀悼の意を、そして闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げ、そして、医療従事者の皆さま、介護従事者の皆様、その他、緊急事態宣言中も生命の危機と隣り合わせながら仕事を続けておられるエッセンシャルワーカーの皆さまに心から感謝を申し上げます。また、住民皆さまに対するコロナ対応やワクチン接種への準備に日々追われ、過労死ラインを超えて職務に従事しておられる自治体職員の方にも敬意と感謝を<sup>ひょう</sup>表します。そのような状況下において、自粛すべき時期にもかかわらず総務省の職員が高額の接待を受けておりました。誠に恥ずかしい限りです。

武田総務大臣は「放送行政がゆがめられた事実はありません」と未だに発言を撤回されておりましたが、接待を受けた当事者は皆一様に「接待内容を覚えておりません。記憶にありません」と発言し、利害関係を否定していました。しかし、マスコミからの音声リークにより一転、利害発言を認めております。そのようにいい加減な官僚発言を信じ、「ゆがめられた事実はない」という発言を撤回しない武田大臣には本当に真実を明らかにする気があるのかと疑問を抱きます。検証委員会を早急に立ち上げるとのことですが、委員に内部の人間が入る事の無いよう、立上げ時期も含めて国民と共にしっかりチェックさせていただきたいと思えます。

そして、菅総理大臣におかれては今回の問題とは関係ないと一線を引かれておりますが、総理は自身が総務副大臣、総務大臣を経験され、また官房長官時代から携帯電話料金の引下げに言及しておられました。そして総理に就任され、携帯料金の引下げを政権公約にされるなど、総務行政に関心が高く、総務省への影響力の大きさが伺われます。総務大臣時代には、今回問題となっているご長男、菅正剛氏を秘書官に登用され、正剛氏はその後、総務省の許認可を必要とする衛星放送事業を手掛ける東北新社へ入社されております。このような一連の流れ

の中で、決して関係ないと言い切れるものではないことを自覚していただきたいと思います。

1998年の大蔵省の接待汚職事件により、官僚が逮捕され、大臣、日銀総裁が引責辞任し、大蔵省の解体へとつながりました。その後、国家公務員倫理法が施行され、官僚の意識に変化が生じたと言われてまいりました。しかし、安倍政権となり、文書の改ざん、虚偽答弁など忖度政治なるものが横行しましたが「問題なし」とされれば、官僚の倫理意識が低下するのも当たり前ではないでしょうか。

森友問題にしろ、加計問題にしろ、時の総理側に立てば出世し、退官させられても一時的な事で、その後高い報酬と地位を得られている事実を見れば、官僚は総理の方を向いて仕事をするようになるでしょう。

このように、倫理観が低下した原因を正しく認識していただき、国民に疑念が残るような調査で終了することが無いよう、総理からも総務大臣へ強く指示していただきたいと思います。

さて、それでは、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、本来目指すべき分権社会に向けた、税源の移譲がなされていない点は、極めて残念であるといわざるを得ません。

第二に、固定資産税の据え置きはコロナによるダメージに苦しむ納税者にとっては負担軽減となりますが、一方で、市町村税の基幹税であるにもかかわらず、税収減になる自治体に対する代替の税源確保等の措置が講じられていません。

第三に、車体課税の環境性能割税制では、新車を買わない限り税金は安くならず、自動車を買わない人にも恩恵はありません。交通政策全体の視点には乏しいといわざるを得ません。

第四に、住宅ローン控除が延長されますが、新規購入や増改築に限っており、借家住まいを続ける人や、増改築しない人には無関係です。幅広い国民に恩恵があるよう、家賃補助や住宅手当の創設などを検討すべきです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により、納税者の負担が増大している現下の状況にかんがみ、固定資産税の負担軽減、航空機燃料譲与税の譲与割合の引き上げ等の税制上の措置を講じることは必要であり、法案に賛成するものです。

つづいて、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、地方財源不足の縮小、折半対象財源不足の解消、臨時財政対策債の減額、交付税特会の着実な償還のいずれも実現できず、地方財政の危機的状況はますます深まっています。

第二に、地方から縮減・廃止を求められていた、赤字地方債である臨時財政対策債は、5兆4796億円となっています。過去の臨時債の元利償還金をまかなうためにも3兆7627億円の増発となり、借金を借金で返済する異常事態が拡大しています。

第三に、交付税総額確保のため、各種の繰延べ策を積み上げていますが、後年度の一般財源確保の余地を考えると、そうそう多用できる対策とはいえない弥縫策です。

第四に、地方交付税算定の元となった国の成長率や税収見通しが非常に甘く、当初予算では高く見積もり、補正で減額することが常態化しかねない懸念があります。

第五に、デジタル推進や災害対策、地方回帰支援など、施策の方向性は否定しませんが、地方が自由に使えるはずの一般財源の「補助金化」が拡大していることについては、懸念が残ります。

第六に、本来の地方交付税法6条の3第2項に基づく交付税の法定率の引き上げ等を含めた抜本的な改革が見送られているのは問題です。総務省の概算要求で毎年度の事項要求にとどまっている「法定率の変更」を本格的に議論しなければなりません。

他方、2021年度の地方財政は、税収が3・6兆円の大幅な減収となり、地方財源不足が前年度比5・6兆円増の10・1兆円にまで拡大しています。そうした中、あらゆる手段を講じ、前年度を上回る一般財源総額を確保したことは、自治体の新年度予算における安定的な財源に目途をつけたやむを得ざる措置であったということもできます。課題は山積していますが、住民や事業者の命と暮らしを支える自治体現場を支援するため、賛成するに至りました。

最後に、地方財政計画は、地方全体の標準的行政水準の姿を具体化するとともに、毎年度の財政運営の指針としての役割をもっており、今後どういう社会を目指していくのか、福祉国家としての日本の姿に大きな影響を与えることとなります。立憲民主党は、新型コロナ禍だからこそ、地方の皆さんとともに、従来の中央集権的なシステムから脱却し、分権・自治の花開く社会を目指し、地方税財政制度のあるべき姿を描いていかなければならないことを申し上げ、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。